

平成25年12月4日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

石原 修



平成25年度熊本県公共事業再評価監視委員会の審議結果について（報告）

本年度の再評価対象事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別紙1のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

別紙1

平成25年度熊本県公共事業再評価監視委員会報告書

平成25年12月4日

「平成25年度再評価対象事業箇所一覧表（別紙2）」の各事業について、平成25年7月30日から平成25年10月23日まで4回にわたり審議した結果、下記のとおり意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づく意見】

再評価対象事業（26事業）の対応方針については、提出された各種資料や審議過程における説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、別添の意見を付して、別紙2のとおり判断します。

平成25年度 熊本県公共事業再評価対象事業箇所一覧表

整理番号	事業の種類	路線名 河川名 地区名等	事業名	事業箇所	県の対応方針案	県の対応方針案に対する委員会意見
1	道路	国道325号	社会資本整備 総合交付金	山鹿市	継続	継続は妥当
2	道路	主要地方道 大牟田植木線	社会資本整備 総合交付金	和水町	継続	継続は妥当
3	道路	主要地方道 南小国波野線	防災・安全 交付金	南小国町	休止	休止は妥当
4	道路	一般県道 原植木線	防災・安全 交付金	菊池市	継続	継続は妥当
5	道路	一般県道 新八代停車場線	社会資本整備 総合交付金	八代市	継続	継続は妥当
6	道路	国道445号	防災・安全 交付金(交通安全)	山都町	継続	継続は妥当
7	街路	(都)長洲玉名線	防災・安全 交付金	長洲町	継続	継続は妥当
8	下水道	熊本北部流域 下水道	社会資本整備 総合交付金	熊本市 合志市 菊陽町	継続	継続は妥当
9	河川	尾田川	社会資本整備 総合交付金	玉名市	継続	継続は妥当
10	河川	菊池川	社会資本整備 総合交付金	菊池市	継続	継続は妥当
11	河川	坪井川	社会資本整備 総合交付金	熊本市	継続	継続は妥当
12	河川	天明新川	社会資本整備 総合交付金	熊本市	継続	継続は妥当
13	河川	潤川	社会資本整備 総合交付金	熊本市 宇土市	継続	継続は妥当
14	河川	大野川	社会資本整備 総合交付金	宇城市	継続	継続は妥当
15	河川	網津川	社会資本整備 総合交付金	宇土市	継続	継続は妥当
16	河川	大鞘川	社会資本整備 総合交付金	八代市	継続	継続は妥当
17	海岸	荒尾海岸	社会資本整備 総合交付金	荒尾市	継続	継続は妥当
18	港湾	八代港	港湾環境整備事業 (埋立護岸整備)	八代市	休止	休止は妥当
19	港湾	百貫港	社会資本整備 総合交付金	熊本市	継続	継続は妥当
20	砂防	敷川内川第三	防災・安全 交付金	八代市	継続	継続は妥当
21	地すべり	大地	防災・安全 交付金	天草市	継続	継続は妥当
22	海岸保全	網田	農山漁村地域整備 交付金	宇土市	継続	継続は妥当
23	海岸保全	和鹿島	農山漁村地域整備 交付金	氷川町 宇城市	継続	継続は妥当
24	海岸保全	文政	農山漁村地域整備 交付金	八代市	継続	継続は妥当
25	海岸保全	金剛	農山漁村地域整備 交付金	八代市	継続	継続は妥当
26	林道	森林基幹道 櫻木北線	道整備交付金	多良木町	継続	継続は妥当

平成25年度公共事業再評価監視委員会
【事業概要及び付帯意見】

【整理番号1】国道325号 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

国道325号は、福岡県久留米市を起点とし宮崎県高千穂町を終点とする、本県北部を横断する幹線道路で、県北地域から阿蘇くまもと空港へのアクセスルートとして広域的な経済、産業、文化の発展、観光振興のために重要な役割を担っている。しかし、本事業区間は大型車の交通量が多く、朝夕を中心に渋滞が発生するとともに、交通事故が多発している状況である。また、周辺に小中学校や高校があり、通学路としても利用されているが、歩道がない、あるいは歩道幅が狭く、歩行者の安全が確保されていない状況である。

このため本事業は、現道の4車線化及び歩道整備によりこれらを解消して、安全で円滑な通行の確保及び空港へのアクセス向上を図ることを目的としている。

全体計画延長1,800mのうち、平成25年度末までに450mの改良工事が完了し、事業の進捗率は61%となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、県北地域の広域なアクセス機能の強化、交通渋滞の緩和、産業・観光振興への支援、歩行者の安全と車両の円滑な走行環境を確保するために必要な事業であり、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、用地取得の遅れによる事業期間の変更はやむを得ないと判断されるが、今後とも未取得用地の解消に努めること。また施工にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮するとともに、コスト削減に努め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号2】主要地方道 大牟田植木線 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

主要地方道大牟田植木線は、福岡県大牟田市を起点とし熊本市を終点とする幹線道路で、玉名市街地及び荒尾市方面の物流及び交流の活性化を支援する重要な役割を担っている。しかし、本事業区間のうち老朽化した橋梁部については、特に道路幅員が狭く、車両の円滑な通行が確保されていない状況であった。また、通学路として利用されているにもかかわらず、歩道がないため、歩行者の安全な通行が確保されていない状況であった。

このため本事業は、老朽化した橋梁の架け替え及び橋梁前後区間の拡幅を行うことによりこれらを解消して、安全で円滑な通行を確保することが目的である。

平成25年7月に橋梁を含む全事業区間650mを供用開始しており、平成25年度末での事業進捗率は93%となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は安全な通行の確保、玉名市街地及び荒尾方面の物流・交流の活性化のために必要な事業である。旧橋梁の撤去において、工法変更のため、事業期間が1年延長されたが、環境への影響を考慮したものであり、平成25年度末での事業進捗率も93%と見込まれている。今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお今後も、周辺の自然環境に配慮しながらコスト削減に努め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号3】主要地方道 南小国波野線 防災・安全交付金

(事業概要)

主要地方道南小国波野線は、阿蘇郡南小国町を起点とし阿蘇市を終点とする幹線道路で、沿線周辺の観光地をネットワーク化するとともに、地域産業である林業の活動を支援する役割も担っている。しかし、本事業区間は、道路幅員が狭く、林業等による大型車交通もあるため、車両の円滑な通行及び住民や観光客の通行の安全が確保されていない状況である。

このため本事業は、バイパス整備によりこれらを解消して、安全で円滑な通行の確保及び観光資源の魅力向上や地域産業の活動支援を図ることを目的としている。

全体計画延長1,600mのうち、平成16年度末までに起点側200m、終点側200mの改良工事が既に完了しているが、供用開始には至っておらず、平成25年度末での事業進捗率は33%となる見込みである。

(付帯意見)

本地域は風情のある古くからの温泉地であり、観光面でのニーズも高い。しかし、現道は幅員狭小であり、大型車の通行もあり、歩行者の安全性確保が危惧される。

本事業は、対象地域の道路交通の円滑化や安全な生活環境の形成だけでなく、南小国周辺の地域振興にも寄与する極めて重要な事業である。

しかし、前回（平成20年度）の再評価以降も、事業用地となる一部の民地同士の境界が未確定のため用地取得ができず、本事業は進捗していない。用地取得ができない状況が長期化しつつ今後の早期取得（解決）の目途も立たないこと、および地元も現状に対して理解を示していること、などから判断して、今回の再評価における対応方針「休止」はやむを得ない。

しかしながら、本事業の「休止」の長期化や「中止」の場合には、投下された事業費を無駄にするものである。今後、こうした無駄をなくすためには、他の事業に際しても、買収対象用地の所有関係、地権者の同意等、事前に十分な調査を行う必要性がある。

なお今後も、南小国町等と十分連携しながら事業用地となる民地の境界確定に向けた調整に取り組み、事業の早期再開を目指すこと。

【整理番号 4】一般県道 原植木線 防災・安全交付金

(事業概要)

一般県道原植木線は、菊池市を起点とし熊本市を終点とする道路であり、本県北部を横断し、旧菊池市、旧泗水町、旧旭志村、旧七城町の旧4市町村を結ぶ幹線道路として重要な役割を担っている。しかし本事業区間は、歩道のない区間、道路線形が不良で見通しが悪い区間、幅員が狭く車の離合が困難な区間があり、安全性に欠け、円滑な通行が確保されていない状況である。

このため本事業は、バイパス整備によりこれらを解消して、安全で円滑な通行の確保及び合併市町村を連結する東西方向の道路ネットワークの強化を図ることを目的としている。

全体計画延長2,100mのうち、平成25年度末までに1,000mを供用予定であり、事業の進捗率は47%となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、現道等の交通隘路区間の危険な交通環境を解消するため、そのバイパス整備を通じて、より安全で円滑な交通環境の形成を図るものである。また、合併市町村の中心市街地をネットワーク化する道路の一翼も担っている。全体計画延長の約半分が平成25年度中に供用となる予定であり、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

しかしながら、本事業の整備区間は最近、人口増が進む旧泗水町、合志市周辺に属しているにもかかわらず、推計交通量が少なく費用便益分析の値も低い。

事業継続に当たっては、走行時間短縮等の便益が低いことから事業コストの一層の削減が求められる。今後も引き続き未取得用地の解消に努め、より早期の事業効果発現に向け、鋭意事業完了を目指すこと。

【整理番号 5】一般県道 新八代停車場線 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

一般県道新八代停車場線は、八代市上日置町を起点とし八代市千丁町を終点とする新八代駅へのアクセス道路である。新八代駅は九州新幹線の停車駅であり、平成16年3月の開業以来、利用者数は年々増加している。しかし、新八代駅へのアクセス道路は十分に整備されていない状況であり、新幹線開業効果を地域の活性化に波及させるための整備が求められている。

このため本事業は、新八代駅へのアクセス道路を新たに整備することにより、八代地域北部方面からの新八代駅へのアクセス強化及び八代北部地域における物流・交流の活性化を目的としている。全体計画延長2,700mのうち、平成25年7月に新八代駅の玄関口に位置する1,100mの区間を供用開始しており、平成25年度末での事業進捗率は42%となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、八代北部地域と新幹線新八代駅のアクセス強化や八代北部地域における物流及び交流の活性化を進める上で意義がある。新八代駅開業後、まだ駅周辺地域の企業立地や宅地開発は十分進展していないが、新幹線の乗降客数も年々増加しており、将来的には事業効果が高まることが期待される。よって、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、跨線橋の設計見直しや取付盛土の工法変更等により、事業費の増加及び事業期間の変更が必要となったことはやむを得ないと判断される。今後も、未取得用地の解消に努め、JR九州との協議を円滑に行い、事業期間内の完了を目指すこと。

【整理番号 6】国道445号 防災・安全交付金(交通安全)

(事業概要)

国道445号は、熊本市と人吉市を結ぶ幹線道路であり、上益城地域においては同地域と県の中心部を結ぶ重要な路線となっている。本事業区間では小学校や病院、老人福祉施設等が近接しているが、道路幅員及び歩道幅員が狭く、小学生や老人の通行が非常に危険な状況にある。

このため本事業は、歩道の整備を行うことにより、歩行者・自転車利用者等の安全性向上、交通事故の防止、自動車交通の円滑化を目的としている。

なお、本事業の進捗率は平成24年度末で7.4%であり、平成25年度末では8.1%となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は歩行者・自転車利用者の安全性向上、交通事故の防止、自動車交通の円滑化のために必要な事業である。地質調査等の結果、工法変更となり、事業費および事業期間の見直しを余儀なくされたが、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

今後は、用地取得を早急に進めるとともに、周辺の自然環境に配慮しながら、コスト削減に努め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号 7】都市計画道路 長洲玉名線 防災・安全交付金

(事業概要)

都市計画道路長洲玉名線は、長洲町を縦貫し、荒尾市～長洲町～玉名市を結ぶ主要幹線道路である。本路線と併走する国道389号の一部区間においては、交通混雑が発生し、鉄道と鋭角に交差する危険な踏切が存在している。また、大型車両は通行規制があり、迂回を余儀なくされている。

このため本事業は、交通混雑の緩和、踏切における事故等の解消、大型車両の通行規制解除による物流の効率化などを図ることを目的としている。

本事業は、今回3回目の再評価であるが、前回再評価からの5年間に未解決用地の取得に努めたことにより、用地取得率が6.5%から9.8%に、事業進捗率も21%から72%に向上した。平成25年度末までに、終点側250mの区間を暫定的に供用開始する予定である。

(付帯意見)

本事業は、長洲町中心部の交通混雑緩和、鉄道との踏切部における事故等の解消、物流の効率化、などのために必要な事業である。用地取得に困難案件が見られ事業期間の変更はやむを得ないと判断され、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

今後も未取得用地の解消により一層努め、事業効果発現に向け計画通りの供用開始を目指すこと。

【整理番号8】熊本北部流域下水道 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

熊本都市圏北東部は、熊本市、合志市、菊陽町の市街地が市町境を越えて連携している地域であり、適切な生活排水対策の実施が求められていた。

このため本事業は、各市町の公共下水道事業と一体となって、この地域の下水を集めて処理し、都市の健全な発展と公衆衛生の向上、さらには閉鎖性水域である有明海等の水質保全を図ることを目的としている。

昭和57年度に事業に着手し、平成元年には一部区域での下水処理を開始した。これまでにすべての下水管とポンプ場の整備を完了し、下水量増加に合わせて増設してきた処理場も10系統のうち8系統が完成した。今回は3回目の再評価であるが、最新技術の導入による資源やエネルギーの有効活用にも努め、平成25年度末での事業進捗率は91%となる見込みである。加えて、前回の再評価以降には、処理水質をさらに向上させるための高度処理化工事にも計画的に取り組んでいる。

(付帯意見)

本事業は、水質を始めとする環境保全に係る重要な事業であり、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。今後とも、関係市町の公共下水道事業との連携を深め、効率的な整備を図り、地域住民の生活環境改善に寄与すること。

さらに、下水の高度処理化や施設の耐震化に取り組むとともに、下水汚泥の有効活用、再生可能エネルギーの導入、などによって維持管理費の削減に努めること。

【整理番号9】尾田川 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

二級河川の尾田川は、玉名市と熊本市の境にある三ノ岳に源を発し、有明海に流下している。本河川では、度々浸水被害が発生し、近年では平成9年、同24年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河川拡幅等により流下能力を向上させることで氾濫を防ぐとともに、農政事業で実施する排水機場整備による流域内の排水対策と連携することで、堤防背後地に居住する住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としている。

本事業は、今回で2回目の再評価ではあるが、玉名市と連携し事業説明に努めたことにより、前回再評価からの5年間に未解決用地の取得が進み、平成25年度末での用地取得率は87%となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、事業対象地域住民の安全・安心の向上に資するだけでなく、事業対象地域の農産物の湛水被害防止や収益性の高い営農による農業振興へも寄与するものであり、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

しかし、用地取得の遅れにより、前回の再評価以降、河川改修がほとんど進捗しておらず完了年度の変更はやむを得ない。今後も、玉名市、土地改良区等の関係機関と協力のうえ早期の用地取得に努め、関連する尾田川排水対策特別事業や大開2期湛水防除事業と連携しながら、早期の事業効果発現を目指すこと。

【整理番号10】菊池川 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

一級河川の菊池川は、菊池水源に源を発し、有明海に流下している。本河川では、昭和57年、平成2年、同13年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河川拡幅等により流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に居住する住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としている。

本事業は、今回で4回目の再評価ではあるが、前回再評価からの5年間で護岸整備等を進めたことにより、事業の進捗率は70%から85%に向上し、平成30年度の完了に向けて治水安全度の確保に努めてきている。

(付帯意見)

菊池川は菊池市の新興住宅地域や良好な農地内を流下し、過去数回に渡って氾濫し、浸水被害を起こしてきた。氾濫が発生した場合は甚大な被害をもたらすため、河川改修の早期完了が強く要望されている。したがって、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、本河川流域は多様な動植物が生息・生育しており、これらの環境保全に十分配慮し、良好な水辺空間の創出に努めること。

【整理番号11】坪井川 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

二級河川の坪井川は、熊本市北区植木町と合志市の境に源を発し、有明海に流下している。本河川では、昭和55年、平成9年、同11年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河川拡幅等により流下能力を向上させ、さらには耐震対策により堤防を補強することで氾濫を防ぎ、堤防背後地に居住する住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としている。

本事業は、今回で4回目の再評価ではあるが、前回再評価からの5年間で事業進捗率は92%から96%に向上している。しかし、河口部の高潮対策や耐震対策に伴う検討が必要となり、完了年度を平成26年度から平成36年度に変更し、治水安全度の確保に努めてきている。

(付帯意見)

本事業は、熊本市中心部を貫流する坪井川の浸水被害に対する治水安全度の向上のために必要な事業であり、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、戸坂の三段堰区間の改修事業については、地元との調整が図られていないため、早期に十分な調整が求められる。また、河口部の高潮対策や耐震対策には慎重な検討が必要であり、完了年度の変更はやむを得ない。

今後も、早期に未改修区間に係る地元との調整や必要な技術的対策の検討を進め、事業の早期完了を図ること。

【整理番号12】天明新川 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

一級河川の天明新川は、緑川の支川で熊本市南部から有明海に流下している。本河川では、昭和50年、同63年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河川拡幅等により流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に居住する住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としている。

本事業は、今回で4回目の再評価ではあるが、前回からの5年間で護岸整備等を進めたことにより、事業の進捗率は78%から84%に向上し、治水安全度の確保に努めてきている。

(付帯意見)

本事業は、一級河川で緑川の支流である天明新川の治水安全度の向上のために必要な事業であり、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

本河川の流域は、熊本市の政令指定都市への移行に伴い、宅地化や急激な人口増加が見込まれ、河川改修の早期完了が強く要望されている。事業区間にあるJR鹿児島本線橋梁の架け替え工事が本格化したことにより、事業期間内での事業の完了が期待できる。

なお今後も、良好な水辺空間の創出に努め、JR架橋上流部の用地取得を鋭意進め、事業の早期完了を目指すこと。

【整理番号13】潤川 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

一級河川の潤川は、緑川の支川で宇城市松橋町古保山に源を発し、浜戸川に合流している。本河川では、平成18年、同19年、同24年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河川拡幅等により流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に居住する住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としている。

本事業は、今回で4回目の再評価ではあるが、前回再評価からの5年間で護岸整備等を進めてきたことにより、事業進捗率は56%から62%に向上している。しかし、橋梁架け替えに伴う管理者との協議に時間を要したため事業期間を平成29年度から平成35年度に変更しているが、期間内での完了に向けて治水安全度の確保に努めている。

(付帯意見)

本河川の流域は宇城市と熊本市にまたがり、宅地化や急激な人口増加が見込まれ、さらに宇土駅周辺の再開発による商業地の増加もあり、河川改修の早期完了が強く要望されている。したがって、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

これまで、下流から1,700mの河道拡幅工事が完了している。今後は、JR架橋上流部の用地取得を鋭意進め、事業の早期完了に努めること。

なお、事業区間にあるJR鹿児島本線橋梁の架け替え工事が課題となっており、管理者との調整を早期に解決すること。

【整理番号14】大野川 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

二級河川の大野川は、宇城市西部に源を発し、八代海に流下している。本河川では、平成11年、同20年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在においても浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業は、河川拡幅等により流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に居住する住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としている。

本事業は、今回で4回目の再評価ではあるが、前回再評価からの5年間で護岸整備等を進めてきたことにより、事業の進捗率は74%から77%に向上し、治水安全度の確保に努めている。

(付帯意見)

大野川は宇市の中心部を貫流する二級河川で、流域には旧松橋町の主要施設が立地しており、以前から早期の河川改修が強く要望されていた。これまで、下流から中流域の護岸工事が完了し、この部分での浸水被害は軽減されてきている。したがって、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

ただし、平成24年、同25年の事業予算がほとんど計上されていない状況にあり、今後は、財源確保に努め、早期完了が望まれる。なお、本河川は、干潟に生息する希少生物も確認されており、良好な水辺環境の保全・創出に努める必要があり、河川掘削方法の工夫を含め、環境保全には十分配慮すること。

【整理番号15】網津川 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

二級河川の網津川は、宇土半島の大岳に源を発し、有明海に流下している。本河川では、平成18年、同21年、同24年の豪雨時に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害の危険性が解消されていない。

このため本事業では、河川拡幅等により流下能力を向上させることで氾濫を防ぎ、堤防背後地に居住する住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としている。

本事業は、今回で4回目の再評価ではあるが、前回再評価時からの5年間で河川掘削等を進めてきたことにより、事業の進捗率は49%から53%に向上し、治水安全度の確保に努めている。

(付帯意見)

本事業は宇土市網津町を流れる網津川の氾濫による人的、物的な被害を防止・軽減することを目的としており、近年も頻繁に氾濫が発生していることから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、事業区間に内にある国道57号橋梁やJR三角線橋梁の架け替え工事が課題となっており、今後は速やかに、国道、JR両管理者と協議し、事業の早期完了に努めること。

【整理番号16】大鞘川 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

二級河川の大鞘川は、八代市の龍峰山に源を発し、八代海に流下している。本河川では、豪雨時に頻繁に氾濫が起きるなど、現在でも浸水被害が発生する危険性は解消されていない。

このため本事業は、河川拡幅等により流下能力を向上させることで氾濫を防ぐとともに、農政事業で実施する排水機場整備による流域内の排水対策と連携することで、堤防背後地に居住する住民の生命や様々な財産を浸水被害から守ることを目的としている。

本事業は、今回で2回目の再評価ではあるが、前回再評価からの5年間で堤防整備等を進めてきたことにより、事業の進捗率は41%から56%に向上し、治水安全度の確保に努めできている。

(付帯意見)

本事業は、降雨等による家屋や農地の湛水被害を防止するための重要な事業である。本地域では毎年のように湛水被害が生じており、早期の事業完了が望まれることから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお本事業は、農地の排水対策等を目的とした他の事業と関連しており、これらは既に完了している。これらの事業効果を十分に発現させるには本事業の完了が不可欠である。今後ともコスト削減に努め、周囲の自然環境に配慮しつつ、事業期間内での完了を目指すこと。

【整理番号17】荒尾海岸 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

荒尾海岸は、背後の家屋や公共施設への高潮・波浪による越波被害が度々発生しており、その防護対策が必要である。

このため本事業は、牛水工区と増永工区の緩傾斜護岸や市屋工区の二重パラペット護岸を整備することで、台風・高潮時の越波被害を軽減し、背後地の安全性を向上させることを目的としている。

本事業は、今回4回目の再評価であるが、前回再評価からの5年間で増永工区や市屋工区の護岸整備を進めてきたことにより、事業の進捗率は66%から88%に向上し、越波被害の軽減が図られてきている。

(付帯意見)

本事業は、JR南荒尾駅を含む沿線の地域を高潮・波浪等による越波被害から防護するために必要な事業である。背後地を越波被害から守るためにには、事業の早期完了が必要不可欠であることから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

今後は、関係住民との迅速な調整を図ることにより、事業の早期完了に努めること。さらに、ラムサール条約湿地でもある荒尾海岸前面干潟の、底生生物や鳥類等の生息環境へ十分配慮しながら、施工を進めていくこと。

【整理番号18】八代港 港湾環境整備事業

(事業概要)

県内最大の物流機能を持つ八代港は、八代市を中心とした県南地域はもとより、県域を越えた南九州の物流拠点として、経済・産業活動に重要な役割を果たしており、更なる港湾機能の強化を図り、利便性を向上させるための整備が進められている。

本事業は、これらの八代港等の整備や航路・泊地等の機能を維持するために発生する浚渫土砂を港湾区域内で適正に処理することを目的として、土砂処分場を建設するものである。

平成11年度から事業に着手し、埋立護岸の全体計画延長1,675mのうち、平成21年度までに393mが整備されており、現時点での事業進捗率は30%となっている。しかし、平成22年度からは予算措置がなされていない状況である。

(付帯意見)

八代港を利用する貨物船の大型化への対応や、国際物流ターミナル整備事業等の整備は、港湾の活性化に必要な事業である。航路・泊地の維持のためには浚渫が重要である。本事業は、これらから発生する浚渫土砂を受け入れ処分するために必要不可欠な海面処分場を建設するものである。

しかし、県の財政的理由により、平成22年度からは予算措置が行われておらず、実質的に休止状態となっている。また、事業費の効率的な運用の観点から、当面は既存の土砂処分場（加賀島3工区及び大築島北部地区）の延命化で対応している。これらのことなどから判断して、今回の再評価における対応方針「休止」は妥当である。

なお今後は、八代港等における施設整備の進展や社会情勢の変化などを十分踏まえ、既存土砂処分場の受け入れ容量と浚渫計画に基づいて、事業の適切な再開時期について十分検討し、本事業に関して、関係機関と早急に協議を図り、調整を進めること。

【整理番号19】百貫港 社会資本整備総合交付金

(事業概要)

百貫港は、熊本市西部の坪井川河口に位置し、周辺では以前からアサリ漁や海苔の養殖が盛んに行われている。また、航路・泊地は土砂の堆積が著しく、機能維持のためには浚渫が必要不可欠な港となっている。

このため本事業は、浚渫により発生した土砂を有効に活用し、干潟の再生による自然環境の保全・向上を図ることを目的としている。

平成17年度に事業に着手し、砂止堤の整備および航路水深確保のために実施された浚渫工事（他事業）による発生土砂の投入が完了しており、現在の事業進捗率は85%となっている。残りの覆砂工事を実施し、平成26年度に事業完了見込みである。

(付帯意見)

本事業は、環境悪化が著しい百貫港の港湾周辺海域（浅海域や干潟等）において、他事業である浚渫工事からの発生土砂を砂止堤前面の基盤材として利用し、覆砂を施すものである。干潟再生による海浜環境の保全・創出上必要な事業であり、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

砂止堤の整備は完了しており、覆砂工事を残すのみであるが、潮流や水質および底質などの自然条件に十分に配慮して、事業期間内での完了を目指すこと。

【整理番号20】敷川内川第三 防災・安全交付金

(事業概要)

敷川内川第三は、八代市敷川内町に位置し、土石流発生のおそれがある渓流である。下流には人家27戸や、国道3号、肥薩おれんじ鉄道等の重要な公共施設が存在するため、土石流が発生するとその被害は甚大になることが想定される。

このため本事業は、砂防えん堤と渓流保全工を建設することにより、土石流から住民の生命や様々な財産、公共施設を保全することを目的としている。

本事業箇所では、土地登記上の複雑な課題が多数存在していたことから、用地取得及び工事着手に至っていない。そのため、事業期間を4年間延長するが、法務局や土地関係者との協議・調整により、変更後の事業期間内での事業完了を見込んでいる。

(付帯意見)

本事業は、防災上必要な事業であり、かつ早期の完了が望まれるため、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。なお、事業用地の取得の遅れによる事業期間の変更はやむを得ないと判断される。

ただし、大規模な土石流災害がいつ発生するか予測できないため、早期の工事完了を図ること。また、本事業の推進とともに、土石流による被害等についての啓発活動を通して地域住民の防災意識を高めること。

【整理番号21】大地地区 防災・安全交付金

(事業概要)

大地地区は、天草市^{おおち}宇土町^{はじうと}（旧本渡市）の亀川ダム近くに位置する地すべり地区で、被害想定区域内には、人家や公共施設が多数存在しており、地すべり被害が発生している。

このため本事業は、地すべりの誘因となる地下水位上昇の抑制（地下水排除工等の抑制工）と、地すべり活動の抑止（抑止杭工）を図ることで住民生活の安全を確保することを目的としている。

本事業箇所には6つの地すべリブロックが存在し、うち3ブロックは対策が完了している。残る3ブロック中、2ブロックについては対策工事を施工中であり、その施工効果を確認するため、事業期間を延長している。なお、現時点で地すべり挙動が確認されていない1ブロックについては、目視観測を継続している。

(付帯意見)

本事業は、大地地区の地すべり防災上必要であり、かつ早期の完了が望まれることから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。また、予算の削減や対策工の追加・遅れなどに起因する事業期間の延長はやむを得ないと判断される。

今後とも、地すべり変動時に人家等の安全に影響がある対策工事実施中の箇所については周辺住民の安全・安心の確保に努め、早期に事業の概成を図ること。

【整理番号22】網田地区 農山漁村地域整備交付金

(事業概要)

網田地区は、有明海の宇土半島北側に位置し、干拓地を堤防等の海岸保全施設で防護している海岸である。また、本地区は海面下に位置するゼロメートル地帯であり、背後地には農地のみならず国道57号やJR三角線等の主要な交通基盤がある重要な地域である。

このため本事業は、高潮や波浪による被害から背後地の農地及び地域住民の生命、財産を守ることを目的としている。

本事業は、今回3回目の再評価であるが、堤体沈下量等のモニタリングを行いながら消波工の整備を進めており、平成33年度の完了を予定している。なお、平成25年度末での事業進捗率は80%となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、ゼロメートル地帯である干拓堤防背後地を高潮・波浪等による浸水被害から防護するために必要な事業である。現時点までに堤防工と根固工、消波工（下段）はほぼ完了しているが、消波工（上段）は未着手である。十分な事業効果の発現のためには、消波工（上段）の施工が必要不可欠であることから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

今後も、事業効果の早期発現に努めるとともに、堤体沈下量のモニタリングや堤体の耐震評価等を実施し、海岸保全施設の適切な維持・管理（補強）・更新を行うこと。

【整理番号 2 3】和鹿島地区 農山漁村地域整備交付金

(事業概要)

和鹿島地区は、八代海湾奥部に位置し、干拓地を堤防等の海岸保全施設で防護している海岸である。本地区は海面下に位置するゼロメートル地帯であり、背後地には農地のみならず町役場や中学校等の公共施設がある重要な地域である。

このため本事業は、高潮や波浪による被害から背後地の農地及び地域住民の生命、財産を守ることを目的としている。

本事業は、今回4回目の再評価であるが、堤体沈下量等のモニタリングを行なながら堤防工や消波工の整備を進めており、平成26年度の完了を予定している。なお、平成25年度末での事業進捗率は93%となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、ゼロメートル地帯である干拓堤防背後地を高潮・波浪等による浸水被害から防護するために必要な事業である。現時点までに堤防工や消波工、樋門工はほぼ完了し、事業効果も発現してきているが、予算減の影響のため内堤工の一部が事業期間内に完了できない状況である。十分な事業効果発現のためには、事業期間の延長はやむを得ないと判断されるので、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

今後も、事業効果の十分な発現と事業期間内での事業完了を目指すとともに、堤体沈下量等のモニタリングや堤体の耐震評価等を実施し、必要があれば堤防の嵩上げを実施するなど、海岸保全施設の適切な維持・管理（補強）・更新に努めること。

【整理番号 2 4】文政地区 農山漁村地域整備交付金

(事業概要)

文政地区は、八代海の東側に位置し、干拓地を堤防等の海岸保全施設で防護している海岸である。また、本地区は海面下に位置するゼロメートル地帯であり、背後地には農地のみならず市役所や小中学校等の公共施設がある重要な地域である。

このため本事業は、高潮や波浪による被害から背後地の農地及び地域住民の生命、財産を守ることを目的としている。

本事業は、今回4回目の再評価であるが、堤体沈下量等のモニタリングを行なながら堤防工や消波工の整備を進めており、平成34年度の完了を予定している。なお、平成25年度末での事業の進捗率は76%となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、ゼロメートル地帯である干拓堤防背後地を高潮・波浪等による浸水被害から防護するために必要な事業である。現時点までに樋門を設置するための工事は完了し、堤防工や内堤工はかなり進捗しているが、消波工はほとんど進んでいない。十分な事業効果の発現のためには、消波工の施工が必要不可欠であることから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

今後も、事業効果の早期発現に努め、かつ堤体沈下量等のモニタリングや堤体の耐震評価等を実施し、海岸保全施設の適切な維持・管理（補強）・更新を行うこと。

【整理番号25】金剛地区 農山漁村地域整備交付金

(事業概要)

金剛地区は、八代海の球磨川河口に位置し、干拓地を堤防等の海岸保全施設で防護している海岸である。また、本地区は海面下に位置するゼロメートル地帯であり、背後地には農地のみならず小学校等の公共施設がある重要な地域である。

このため本事業は、高潮や波浪による被害から背後地の農地及び地域住民の生命、財産を守ることを目的としている。

本事業は、今回4回目の再評価であるが、堤体沈下量等のモニタリングを行いながら堤防工や消波工の整備を進めており、平成31年度の完了を予定している。なお、平成25年度末での事業進捗率は85%となる見込みである。

(付帯意見)

本事業は、ゼロメートル地帯である干拓堤防背後地を高潮・波浪等による浸水被害から防護するために必要な事業である。現時点までに堤防工は約90%、内堤工、樋門工は100%完了しているが、消波工の進捗率は約60%と低い。十分な事業効果の発現のためには、消波工（上段）の施工が必要不可欠であることから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

今後も、事業効果の早期発現に努めるとともに、堤体沈下量等のモニタリングや堤体の耐震評価等を実施し、海岸保全施設の適切な維持・管理（補強）・更新を行うこと。

【整理番号26】楓木北線 道整備交付金

(事業概要)

楓木北線は、県道中河間多良木線と町道永原谷線を結び、山村地域の生活環境の改善や森林資源の循環利用による公益的機能の発揮を図るため、早期開通が求められている重要な林道である。しかしながら、利用区域内に手入れの行き届かない森林が多く存在していることから、森林の公益的機能の低下が懸念されている。

このため本事業は、林道を整備することで木材生産や森林整備の低コスト化を図り、豊富な森林資源の循環利用を促進し、林業における生産性や森林の公益的機能の向上等を図ることを目的としている。

なお、平成25年度末での事業進捗率は91%となる見込みであり、平成26年度の完了に向けて、引き続き自然環境等への配慮やコスト削減に努めながら事業を進めている。

(付帯意見)

本事業は、森林資源の活用や森林の有する公益的機能の保全のための重要な事業であり、早期の事業完了が望まれることから、今回の再評価における対応方針「継続」は妥当である。

なお、今後とも森林の多様な生態系に配慮しつつ、コスト削減と安全な施工に努め、期間内での事業の完了を目指すこと。